

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令の廃止を求める理事長声明

- 1 農林水産省及び経済産業省は、2015年（平成27年）1月23日、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を定め、商品先物取引について不招請勧誘（勧誘を要請しない個人への訪問や電話による勧誘）の禁止を緩和することを公表した。
- 2 当連合会は、2014年（平成26年）4月5日付けで農林水産省及び経済産業省から公表及び意見募集がなされた商品先物取引法施行規則の改正案に対し、同月21日、「『商品先物取引法施行規則』及び『商品先物取引業者の監督の基本的な指針』改正案に対する意見書」を公表し、不招請勧誘禁止の緩和に強く反対する意見を表明した。

本省令は、この当初公表案を若干修正し、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、顧客が65歳未満で一定の年収若しくは資産を有する者である場合に、顧客の理解度を確認するなどの要件を満たした場合を例外とする規定を、不招請勧誘の禁止の例外として盛り込んだものである。

- 3 しかし、年齢が65歳未満であることや一定額以上の年収や資産を有することと、商品先物取引の危険性を理解できることとの関連性は低い。また、委託者に申告書面を差し入れさせたり、書面による問題に解答させて理解度確認を行う等の手法は、これまでも多くの商品先物取引業者が同様の手法を採りつつも、業者が委託者を誘導して事実と異なる申告をさせたり、正答を教示するなどの行為が行われてきたことに鑑みれば、これらの要件を加えたとしても、委託者保護として十分に機能するものとは評価できない。

しかも、上記要件を満たすかどうかの顧客の適合性の確認は、勧誘行為の場でその一環としてなされるものであるから、本省令は、商品先物取引契約の締結を目的とする勧誘を不招請で行うことを許容するものであり、不招請勧誘を事実上解禁するものである。即ち、本省令は、法律の委任の範囲を超える違法なものであり、法改正によるべきものを規則改正で行うものであって、法律の規定を骨抜きにするものといえる。

- 4 不招請勧誘によって不意打ち的に契約締結の勧誘がなされた場合には、①事業者側が契約締結交渉の時期と場所を選択することとなり、顧客は望んでもいないのに日常の生活を中断して契約交渉に入らざるをえなくなり、また契約締結に至るまで執拗な勧誘を受けかねない立場におかれるものであって（交渉力格差）、しかも、②契約交渉中、顧客は事業者から契約締結の動機付けを意図した説得的勧誘と契約締結に向けた片面的情報提供を受けるものの、事前の情報収集は不意打ちゆえに不可能であり、また家族・友人などの援助者からの助言も得られず、契約締結を拒絶する方向での情報を顧客がみずか

ら入手することは著しく困難な状況に追い込まれ、誤認に陥りやすく（情報格差）、③心構えもなく時間的に切迫した中で即決の契約締結を迫られる結果、心理的に混乱・困惑し、一時的に判断能力不全に陥りがちである（判断能力の一時低下）。殊に、我が国の商品先物取引においては、長年にわたり、個人に対する不招請勧誘をきっかけとする悪質かつ深刻な消費者被害が多発し、度重なる行為規制強化の下でもなおトラブルが解消しなかったため、与野党一致の下、2011年（平成23年）1月施行の改正法により不招請勧誘の禁止が導入された経緯がある。そして、不招請勧誘の禁止は、商品先物取引における違法勧誘及び消費者トラブルの抑止に今日まで大いに寄与してきた。

にもかかわらず、今回の規則改正によって不招請勧誘を部分的にせよ容認することは、消費者保護に携わる関係者の多年の努力により整備されてきた消費者保護体制を大きく後退させるものであって、決して容認できない。

- 5 以上のとおり、当連合会は、農林水産省及び経済産業省が当連合会の意見に反し、不招請勧誘の禁止を緩和する本省令を定めたことに強く抗議するとともに、本省令を施行することなく直ちに廃止することを強く求めるものである。

2015年（平成27年）3月2日

近畿弁護士会連合会

理事長 藪野恒明